

令和3年9月15日

株式会社モリタゴルフ

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく

株式会社モリタゴルフ行動計画

両立支援制度を充実させ、誰もが個々の能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を行うため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年10月1日から令和8年3月31日までの4年6カ月間

2. 内容

目標1：労働者の月平均残業時間を20時間以内とする。

対策

令和3年10月～ 予定労働時間の実施と確認。

令和3年10月～ 全従業員に対するヒアリング実施

令和3年12月～ 残業の多い社員に個別に働きかけを行う

目標2：店長職に占める女性の比率を20%以上にする。

対策

令和3年10月～ 女子社員に対するヒアリングを実施する

令和3年10月～ 短時間労働者からの転換も含めて個別面談などで推奨する